

高齢者虐待防止指針

城南医薬保健協働

1. 虐待防止に関する基本理念

高齢者の尊厳を保持するため、「高齢者に対する虐待防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」を遵守し、いかなる時も利用者に対して虐待を行ってはならない。

高齢者の人権を守る取り組みとして城南医薬保健協働 介護サービス事業所の基本的な考え方であるこの指針を定め、職員が高齢者虐待を未然に防ぎ、「不適切ケア」に至らない方策を共有する。

2. 虐待の定義

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

(2) 「介護・世話の放棄・放任」またはネグレクト

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること

(3) 心理的虐待

高齢者に暴言又は著しく拒絶的な対応その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行なうこと

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること

(5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

3. 高齢者虐待・不適切ケアを未然に防止する取り組み

職員は、高齢者虐待・不適切ケアを未然に防ぐために以下の取り組みを実施する。

(1) 事故や苦情の詳細な分析と再発防止に関する取り組み

(2) 提供する居宅サービスの点検と、虐待につながりかねない不適切ケアの発見・改善の取り組み

(3) 高齢者虐待防止の理解を深める委員会の開催

(4) 職員の権利擁護や虐待防止の意識の醸成と認知症ケア等に対する理解を深める研修教育の実施

(5) 新任職員に対する研修・教育の実施

(6) 職員のメンタルヘルスに関する組織的な取り組み

(7) 指針およびマニュアルの定期的な見直しと周知

(8) 身体拘束の適正化のための対策

4. 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項

本事業所では、虐待防止に努める観点から、「虐待防止委員会」を組成する。なお、法人内別事業と連携して虐待防止委員会を開催する場合がある。

(1) 介護事業部長（又は副部長）の統括のもと、委員長並びに委員若干名をもって構成する。

(2) 開催は年3回程度とし、開催日時及び場所は委員長が定める。

開催にあたっては、TV会議システムを用いることも可能とする。

(3) 協議内容

- ① 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関すること
- ② 虐待防止指針の整備に関すること
- ③ 虐待防止研修の内容に関すること
- ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、迅速かつ適切な対応が行われるための方法に関すること
- ⑥ 指針・マニュアルの定期的な見直しと職員に対する周知に関すること
- ⑦ 再発防止策を講じた際に、その効果について評価・検証を行うことに関すること
- ⑧ 身体拘束の適正化のための対策に関すること

5. 研修の開催

(1) 研修に関する基本方針

本指針に基づき、権利擁護や虐待防止の意識の醸成、基礎的知識の普及、認知症ケア、身体拘束の適正化のための対策等に対する理解を深める教育を目的とした研修を開催する。

(2) 開催頻度と研修対象者

専門相談員および事務員を含めた全従業員を対象とする研修を年1回以上開催する。
新任職員に対しては初期研修期間に実施する。

(3) 企画・開催

研修は、虐待防止委員会が企画・開催する。

6. 虐待等が発生した場合における対応方法の基本方針

(1) 虐待の発見および通報

- ① 職員は利用者及びその家族、職員から虐待の通報があるときは本方針に沿って対応する。
- ② 利用者に虐待が疑われる場合には、虐待防止責任者（事業所長）に速やかに報告する。
その後、事業所における苦情解決の仕組みと同様に速やかな解決につなげる。

(2) 虐待に対する職員の責務

- ① 家庭内における高齢者虐待は外部からは把握し難いことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- ② 職員は虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、虐待防止責任者へ報告するとともに、速やかに利用者住所を管轄する地域包括支援センターもしくは担当介護支援専門員へ報告する。
- ③ 委員会では、発生した虐待についてその発生原因等の分析から得られる再発防止策について話し合い、定期的にその効果について評価を行う。

7. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができる。

また、当事業所ホームページにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とする。

附則

この指針は、令和4年6月1日より施行する。

3(8)、4(3)、5(1)に身体拘束の適正化のための対策に関する記述を追記し、令和5年10月1日より施行する。